

## 教師候補者研修会の交通費請求のご案内

### <基本ルール>

- ・居住地から会場までの最短経路で申請してください。
- ・私用による寄り道や途中下車による増加分は自己負担となります。
- ・交通費の支給対象は、次の通りです。
  - ①新たに教師候補者の認定を受けることを希望する神学生
  - ②教師候補者です。

### <乗用車・バイク等の場合>

- ・1台で1名の場合  
燃料代は1km×25円（軽自動車・自動二輪は1km×20円）+片道高速料金です。
- ・1台で2名以上の場合  
燃料代は1km×25円（軽自動車・自動二輪は1km×20円）+往復高速料金です。

### <鉄道・バスの場合>

- ・利用された最寄りの駅から会場の最寄り駅までの費用の往復分を請求してください。
- ・片道の場合も片道分を請求してください。

### <その他>

- ・原則として、タクシー代は請求できません。
- ・駐車場代は自己負担です。
- ・交通費の削減にご協力ください。
- ・次のいずれにも該当する方は、参加費自己負担で参加できます
  - ①過去にこの研修会に参加したことがある
  - ②現在、教師候補者ではないこの場合の交通費は教団が半額を負担します（上限1万円）
- ・遠方で、宿泊を希望する場合は事前に連絡すること。

以上